

低圧電気取扱作業の安全 No.131101
新旧対照表 第4版2刷（令和元年8月7日）

第4版（平成30年7月31日）			第4版2刷（令和元年8月7日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
8	図2-4	(図省略 右記点線追加)	8	図2-4	<p style="text-align: center;">図2-4 交流の電圧波形</p>
9	図2-5	(図省略 右記赤枠内変更)	9	図2-5	<p style="text-align: center;">① 直列接続 ② 並列接続</p> <p style="text-align: center;">図2-5 電気回路</p>
16	19行目	2) 漏電遮断機 (ELB)	16	19行目	2) 漏電遮断器 (ELB)
25	14行目	表3-1 キャプタイヤケーブル選定表の例	25	14行目	表3-1 キャプタイヤケーブルの使用区分の例
64	4行目	に施錠、通電禁止の表示、 <u>短絡接地</u> 、監視人の配置などの措置を行います。(下線削除)	64	4行目	に施錠、通電禁止の表示、監視人の配置などの措置を行います。
65	11行目	・ <u>短絡接地</u> (下線削除)	65		
72	図5-8	<p style="text-align: center;">図5-8 AED設置場所の掲示の例</p> <p>(右図に変更)</p>	72	図5-8	<p style="text-align: center;">図5-8 AED設置場所の掲示の例</p>
88	最下段		88	最下段	<u>16 電動ファン付き呼吸用保護具</u> (下線追加)
90	下から 11行目	<u>(労働者の守るべき事項)</u> (下線削除)	90		
92	3行目	(手持型電灯等のガード) 第330条 事業者は、移動電線に接続する手持型の電灯、仮設の配線又は移動電線に接続する架空つり下げ電灯等には、～(省略)	92	3行目	(手持型電燈等のガード) 第330条 事業者は、移動電線に接続する手持型の電燈、仮設の配線又は移動電線に接続する架空つり下げ電燈等には、～(省略)
93	10行目	3 電気用品安全法第2条第2項の特定電気用品であって、～(省略)	93	10行目	3 電気用品安全法 <u>(昭和36年法律第234号)</u> 第2条第2項の特定電気用品であって、～(省略) (下線追加)

第 4 版（平成 30 年 7 月 31 日）			第 4 版 2 刷（令和元年 8 月 7 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
96	表上欄 下 2 枠	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第 346 条及び第 347 条の絶縁用保護具及び 活線作業用器具並びに第 347 条の絶縁用防 具 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 第 349 条第 3 号及び第 570 条第 1 項第 6 号 の絶縁用防護具 </div>	96	表上欄 下 2 枠	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第 341 条から第 343 条までの絶縁用保護具 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 第 341 条及び第 342 条の絶縁用防具 </div>